

○ 居宅介護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		基礎研修 課程修了 者等によ り行われ る場合	重度訪問介護 研修修了者に よる場合	2人の居宅 介護従事者 による場合	夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合	身体拘束廃 止未実施減 算	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	特定事業所 加算	特別地域加 算	緊急時対応 加算(月2回 を限度)	略称吸引等 支援体制加 算	
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満	(256単位)	×70/100	1時間未満 (186単位)	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行 う場合 ×85/100	×99/100	×99/100	×99/100 注 令和7年 4月1日から 適用	×95/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)													
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)													
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(669単位)													
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(754単位)													
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(837単位)													
	(7) 3時間以上	(921単位に30分を増すごとに+83単位)													
ロ 通院等介助(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満	(256単位)	×90/100	1時間30分以 上 2時間未満 (369単位)	×90/100	※3時間以上 (638単位に30 分を増すごとに +86単位)									
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)													
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)													
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(669単位)													
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(754単位)													
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(837単位)													
	(7) 3時間以上	(921単位に30分を増すごとに+83単位)													
ハ 家事援助	(1) 30分未満	(106単位)	×90/100	×90/100	×90/100										
	(2) 30分以上45分未満	(153単位)													
	(3) 45分以上1時間未満	(197単位)													
	(4) 1時間以上1時間15分未満	(239単位)													
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	(275単位)													
	(6) 1時間30分以上	(311単位に15分を増すごとに+35単位)													
	(7) 3時間以上	(355単位に30分を増すごとに+69単位)													
ニ 通院等介助(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満	(106単位)	×90/100	×90/100	×90/100										
	(2) 30分以上1時間未満	(197単位)													
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(275単位)													
	(4) 1時間30分以上	(345単位に30分を増すごとに+69単位)													
ホ 通院等乗降介助															
初回加算		(1月につき200単位を加算)													
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)													
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)		(1回につき564単位を加算)													

福祉・介護職員等 処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×417/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×402/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×347/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位×273/1,000)		
	ホ 福祉・ 介護職員 等処遇改 善加算 (Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		(1月につき + 所定単位×372/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		(1月につき + 所定単位×343/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		(1月につき + 所定単位×357/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		(1月につき + 所定単位×328/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		(1月につき + 所定単位×298/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		(1月につき + 所定単位×283/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		(1月につき + 所定単位×254/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		(1月につき + 所定単位×302/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		(1月につき + 所定単位×239/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		(1月につき + 所定単位×209/1,000)
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき + 所定単位×228/1,000)			
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき + 所定単位×194/1,000)			
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき + 所定単位×184/1,000)			
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき + 所定単位×139/1,000)			

福祉・介護職員等 処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×274/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×200/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×111/1,000)	

福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×70/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×55/1,000)	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---------------------	-------------------------	---